

厚生労働省発表（平成 26 年 12 月 26 日）

平成 24 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況 (抜粋)

目次

調査の概要	1
結果の概要	3
I 保育所利用世帯の状況	3
1 世帯構造	
2 父母の就業状況	
3 保育所への入所状況	
4 保育所の利用状況	
5 ファミリー・サポート・センターの認知状況	
II 認可外保育施設の状況	10
1 施設数、在所児数、保育従事者数	
2 設置主体	
3 開所時間（平日）	
4 健康診断	
5 月額の利用料	
6 施設の今後の方向性等	
用語の定義	20

省略

平成 24 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

Ⅱ 認可外保育施設の状況

1 施設数、在所児数、保育従事者数

認可外保育施設の施設数をみると、「事業所内保育施設」は 1,435 箇所、「ベビーホテル」は 814 箇所、「その他の認可外保育施設」は 4,947 箇所となっている。

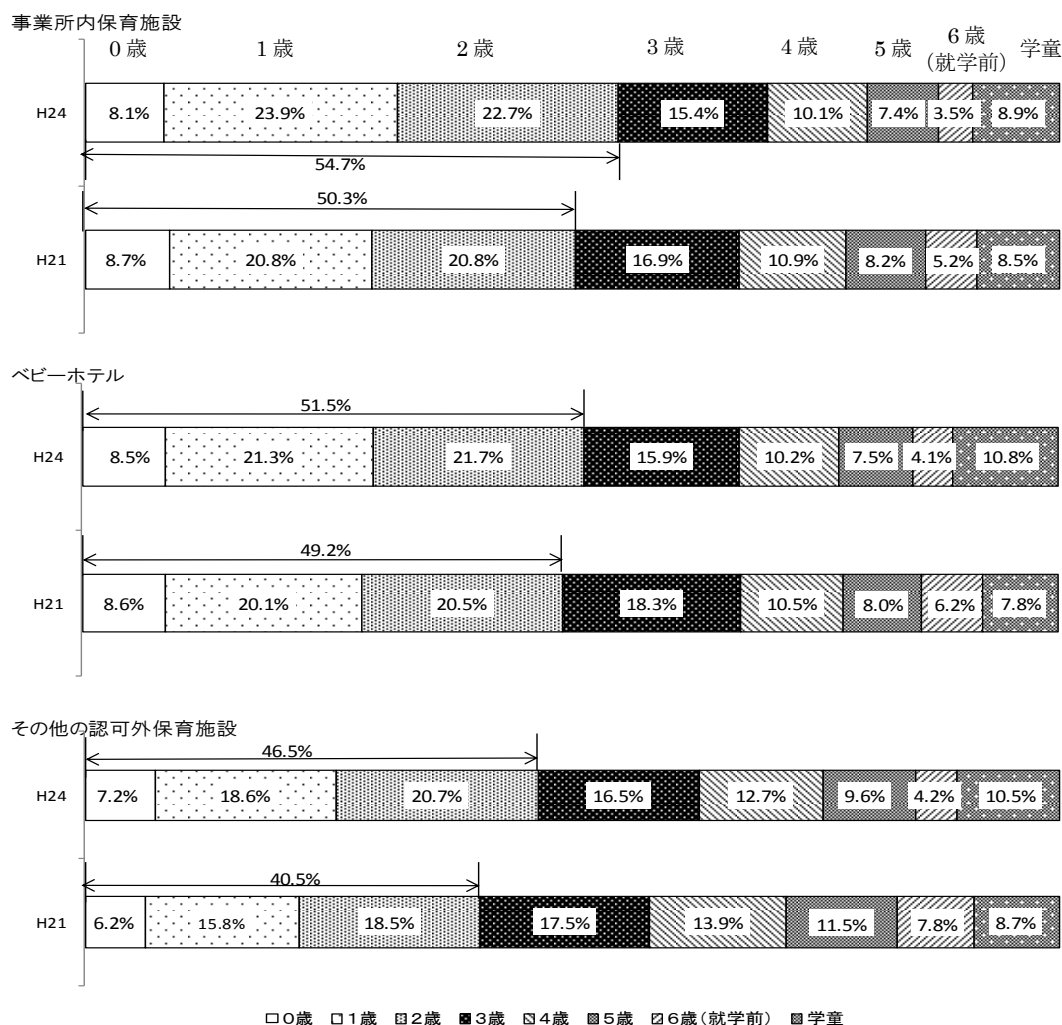
在所児数をみると、「事業所内保育施設」は 30,320 人、「ベビーホテル」は 19,606 人、「その他の認可外保育施設」は 152,978 人となっている。(表 9)

このうち、在所児の割合を年齢別にみると、いずれの施設も、0～2 歳（低年齢児）の割合が高くなっている。(図 5)

表 9 施設の類型別施設数と在所児数

	事業所内保育施設	ベビーホテル	その他の認可外保育施設
施設数(箇所)	1,435	814	4,947
在所児数(人)	30,320	19,606	152,978

図 5 施設の類型別年齢別在所児の状況



注：平成24年は平成24年10月1日時点、平成21年は平成22年2月1日時点の児童の状況（満年齢）

認可外保育施設に勤務する保育従事者のうち、保育士をみると、「事業所内保育施設」は6,575人、「ベビーホテル」は3,396人、「その他の認可外保育施設」は21,435人となっている。

また、保育従事者一人あたりの在所児数をみると、「事業所内保育施設」は3.3人、「ベビーホテル」は3.1人、「その他の認可外保育施設」は4.3人となっている。（表10）

表10 施設の類型別保育従事者（実人数）の状況

	事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
保育従事者数（人）	9,246	5,593	3,653	6,336	3,551	2,785	35,773	22,537	13,236
(再掲)保育士数（人）	6,575	4,299	2,276	3,396	2,201	1,195	21,435	15,172	6,263

	事業所内保育施設				ベビーホテル				その他の認可外保育施設			
	H21		H24		H21		H24		H21		H24	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
保育従事者	62.7%	37.3%	60.5%	39.5%	61.6%	38.4%	56.0%	44.0%	67.2%	32.8%	63.0%	37.0%
(再掲)保育士	67.8%	32.2%	65.4%	34.6%	69.2%	30.8%	64.8%	35.2%	74.4%	25.6%	70.8%	29.2%
保育従事者一人あたり在所児数	4.0		3.3		3.5		3.1		4.8		4.3	
(再掲)保育士一人あたり在所児数	5.4		4.6		6.2		5.8		8.0		7.1	

2 設置主体

認可外保育施設の設置主体をみると、「事業所内保育施設」は、「その他法人」が 47.9%と最も多く、次いで「株式会社」が 29.4%となっている。

「ベビーホテル」は、「個人」が 42.4%と最も多く、次いで「株式会社」が 38.2%となっている。

「その他の認可外保育施設」は「個人」が 50.8%と最も多く、次いで「株式会社」が 23.1%となっている。(表 11)

表 11 施設の類型別設置主体の状況

	総数	個人	株式会社	社会福祉法人	NPO法人	その他法人	任意団体	不詳
事業所内保育施設	100.0%	11.1%	29.4%	6.4%	2.9%	47.9%	1.8%	0.4%
ベビーホテル	100.0%	42.4%	38.2%	0.7%	5.8%	11.9%	0.5%	0.5%
その他の認可外保育施設	100.0%	50.8%	23.1%	1.2%	6.2%	15.2%	2.7%	0.7%

注：1) 「その他法人」とは、「個人」「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」のいずれにも該当しない法人であり、医療法人、有限会社、商法に基づかない法人等をいう。

2) 「任意団体」とは、保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体をいう。

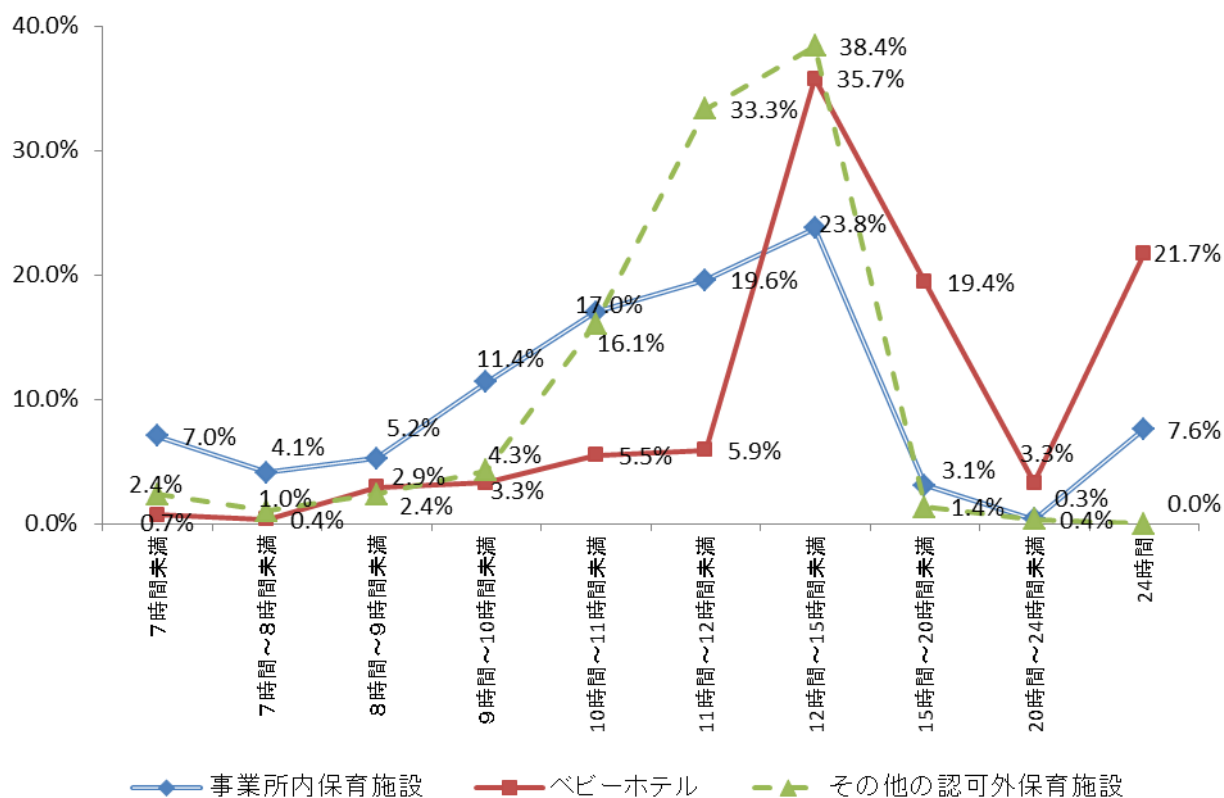
3 開所時間（平日）

認可外保育施設の平日の開所時間をみると、「事業所内保育施設」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 23.8%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 19.6%となっている。

「ベビーホテル」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 35.7%と最も多く、次いで「24 時間」が 21.7%となっている。

「その他の認可外保育施設」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 38.4%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 33.3%となっている。（図 6）

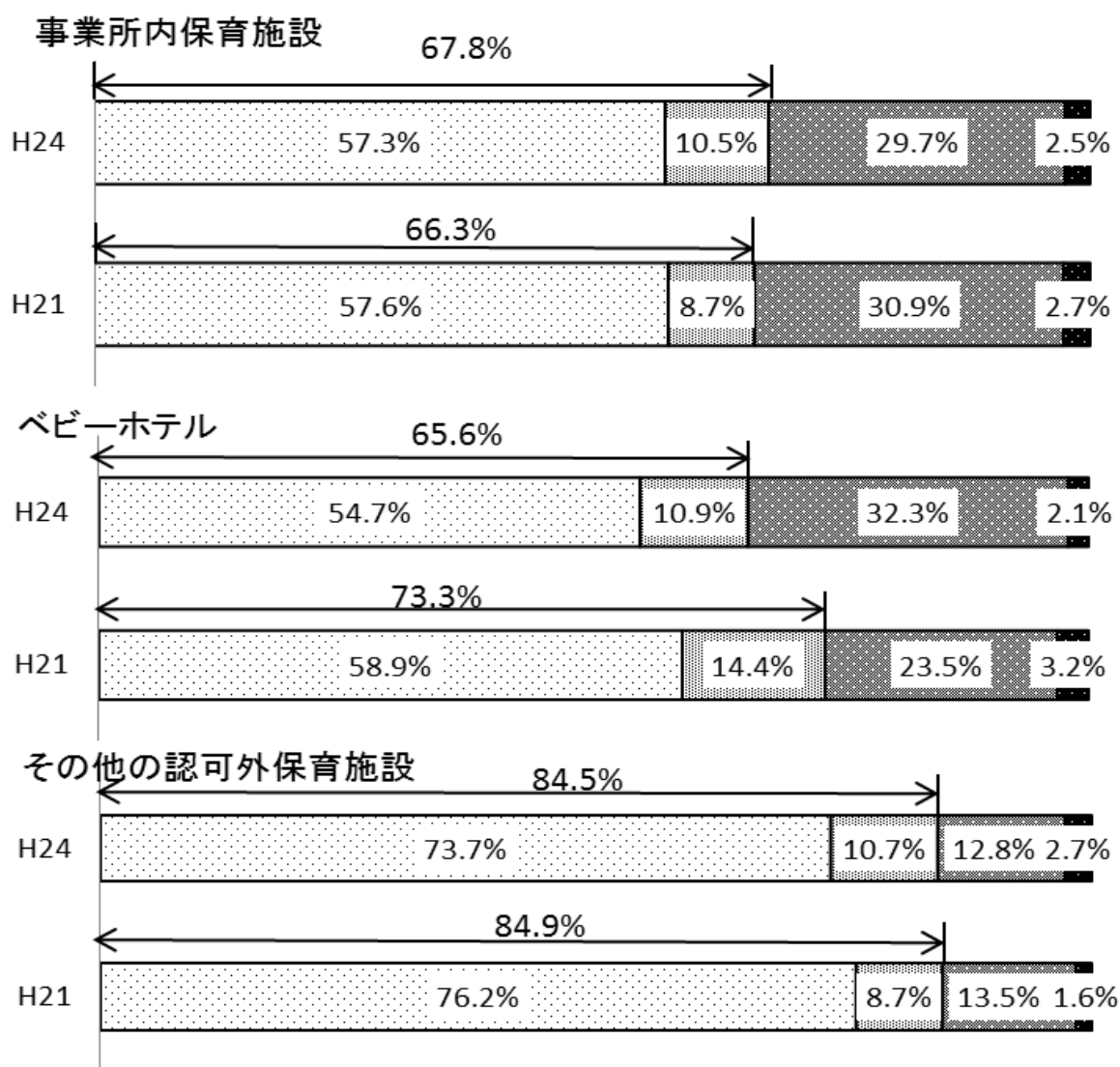
図 6 施設類型別の開所時間（平日）



4 健康診断

認可外保育施設における児童の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では67.8%、「ベビーホテル」では65.6%、「その他の認可外保育施設」では84.5%となっている。(図7)

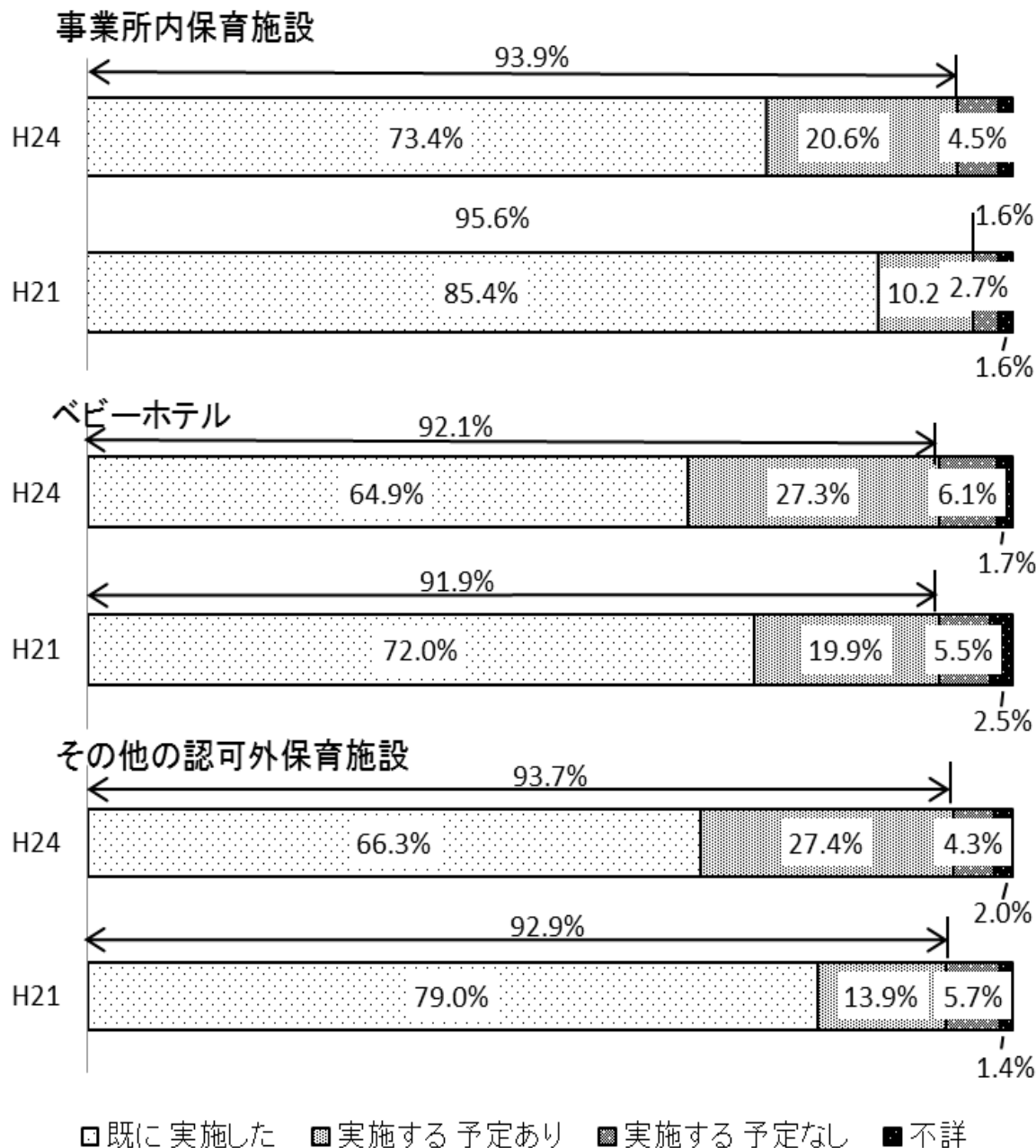
図7 施設の類型別にみた健康診断の実施状況（児童）



□ 既に実施した ■ 実施する予定あり ■ 実施する予定なし ■ 不詳

認可外保育施設における職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では93.9%、「ベビーホテル」では92.1%、「その他の認可外保育施設」では93.7%となっている。(図8)

図8 施設の類型別にみた健康診断の実施状況（職員）



5 月額の利用料

認可外保育施設における月額の利用料をみると、「事業所内保育施設」では「1～3万円未満」、「ベビーホテル」と「その他の認可外保育施設」では「3～5万円未満」が全ての年齢で最も多くなっている。

平均利用料は、全ての施設類型で年齢が低くなるほど、利用料が高い傾向にある。

(表 12)

表 12 施設の類型別にみた月額の利用料

		利用料						平均利用料(円)	
		総数	1万円未満	1～3万円未満	3万～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上	H24	H21
事業所内保育施設	0歳	100.0%	8.3%	38.0%	35.7%	14.8%	3.2%	30,550	30,398
	1歳	100.0%	17.2%	35.9%	32.5%	11.6%	2.8%	28,799	27,229
	2歳	100.0%	17.8%	37.7%	32.2%	10.1%	2.3%	27,827	26,237
	3歳	100.0%	19.4%	42.9%	29.0%	7.2%	1.4%	25,400	23,503
	4歳	100.0%	21.3%	45.2%	25.3%	6.9%	1.3%	24,298	23,002
	5歳	100.0%	20.5%	44.8%	26.4%	6.7%	1.5%	24,410	23,733
	6歳(就学前)	100.0%	24.3%	44.0%	24.9%	6.0%	0.7%	22,163	21,743
ベビーホテル	0歳	100.0%	0.9%	4.8%	44.0%	39.5%	10.8%	51,292	48,554
	1歳	100.0%	0.9%	7.5%	47.1%	36.6%	8.0%	48,392	45,626
	2歳	100.0%	1.0%	8.5%	51.8%	33.3%	5.3%	46,372	43,466
	3歳	100.0%	0.9%	15.0%	54.0%	25.8%	4.3%	42,699	40,443
	4歳	100.0%	0.8%	22.6%	51.2%	21.8%	3.6%	40,211	37,615
	5歳	100.0%	0.8%	24.7%	50.6%	20.9%	3.0%	39,360	36,881
	6歳(就学前)	100.0%	1.5%	24.8%	51.3%	20.3%	2.3%	38,413	36,457
認可外 その他の 保育施設	0歳	100.0%	0.2%	5.3%	49.8%	39.4%	5.3%	48,475	46,330
	1歳	100.0%	0.4%	10.2%	53.5%	32.1%	3.9%	45,968	43,537
	2歳	100.0%	0.7%	14.6%	54.8%	26.2%	3.6%	43,608	40,884
	3歳	100.0%	0.8%	21.5%	57.1%	17.7%	2.8%	39,805	37,546
	4歳	100.0%	0.8%	30.9%	52.2%	13.6%	2.6%	37,053	34,351
	5歳	100.0%	0.8%	31.1%	51.6%	13.8%	2.6%	36,859	34,161
	6歳(就学前)	100.0%	1.4%	32.0%	51.9%	12.2%	2.4%	35,417	33,092

6 施設の今後の方向性等

(1) 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「認可保育所への移行を希望（移行予定を含む）」施設は「事業所内保育施設」で13.3%、「ベビーホテル」で33.0%、「その他の認可外保育施設」では41.8%となっている。（表13）

「将来的には認可保育所への移行を希望しているが、現在のところ移行の予定はない」施設について、認可保育所へ移行する上での問題点をみると、いずれの類型も「認可保育所の基準に満たない」が最も多くなっている。（表14）

表13 施設の類型別にみた今後の方向性

	総数	認可外保育施設として運営を続ける	認可保育所への移行を希望（移行予定を含む）	近々、認可保育所に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある	認可保育所への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない	将来的には認可保育所への移行を希望しているが、現在のところ移行の予定はない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	81.6%	13.3%	0.9%	2.2%	10.2%	5.1%
ベビーホテル	100.0%	62.2%	33.0%	0.9%	2.9%	29.2%	4.8%
その他の認可外保育施設	100.0%	52.0%	41.8%	2.4%	5.8%	33.6%	6.2%



表14 施設の類型別にみた認可保育所へ移行しない理由（複数回答）

	認可保育所の基準に満たない	認可保育所へ移行する手続きが煩雑	認可保育所の経理が煩雑	その他	不詳
事業所内保育施設	54.1%	21.2%	12.3%	33.6%	5.5%
ベビーホテル	64.3%	20.6%	9.7%	22.7%	5.5%
その他の認可外保育施設	60.1%	23.2%	11.5%	29.5%	5.4%

(2) 認可保育所になるための基準充足状況

認可外保育施設における認可保育所になるための基準の充足状況をみると、「事業所内保育施設」と「その他の認可外保育施設」は「認可保育所の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」が46.8%、34.1%と最も多く、「ベビーホテル」は「認可保育所の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない」が43.5%と最も多い。

(表 15)

表 15 施設の類型別にみた認可保育所になるための基準充足状況

	総数	認可保育所の人員配置・設備基準をいずれも満たしている	認可保育所の人員配置基準を満たしているが、設備基準を満たしていない	認可保育所の人員配置基準を満たしていないが、設備基準を満たしている	認可保育所の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	46.8%	10.8%	11.4%	30.1%	1.0%
ベビーホテル	100.0%	26.4%	12.9%	16.3%	43.5%	0.9%
その他の認可外保育施設	100.0%	34.1%	14.8%	16.3%	33.9%	0.9%



「認可保育所の基準に満たない」施設について、認可保育所の基準に満たない点を見ると、人員配置に関しては「事業所内保育施設」と「ベビーホテル」では「調理員をおいていないため」が67.6%、60.3%と最も多く、「その他の認可外保育施設」では「保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため」が54.5%と最も多くなっている。(表 16-1)

表 16-1 施設の類型別にみた「認可保育所の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）～人員配置～

	保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、かつ配置数も基準に満たないため	保育従事者はすべて保育士資格を有しているが、配置数が基準に満たないため	保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため	調理員をおいていないため	嘱託医がいないため
事業所内保育施設	14.7%	10.4%	31.2%	67.6%	47.1%
ベビーホテル	19.0%	3.0%	56.0%	60.3%	45.2%
その他の認可外保育施設	19.2%	3.9%	54.5%	50.1%	33.2%

「認可保育所の基準に満たない」施設について、認可保育所の基準に満たない点を見ると、施設設備に関しては、いずれの類型でも「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため」が最も多くなっている。(表 16-2)

表 16-2 施設の類型別にみた「認可保育所の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）～施設設備～

	乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため	屋外遊戯場の基準を満たさず、かつ、付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等もないため	付近に屋外遊戯場に代わるべき公園はあるが、自治体の方針により、屋外遊戯場がないと認可が得られないため	乳児室・ほふく室・保育室が2階以上に設けられており、耐火建築、避難経路等に関する基準を満たさないため	調理室を有しないため	児童用便所を有しないため
事業所内保育施設	49.2%	27.7%	9.1%	10.2%	47.3%	16.7%
ベビーホテル	45.2%	25.3%	14.2%	14.6%	43.2%	20.0%
その他の認可外保育施設	43.3%	16.0%	21.1%	11.1%	40.6%	20.5%

「認可保育所の基準に満たない」施設について、認可保育所の基準に満たない点を見ると、人員配置・施設設備以外に関しては、いずれの類型でも「最低定員（原則 60 人以上、条件付きで 20 人以上）を満たせないため」が最も多くなっている。(表 16-3)

表 16-3 施設の類型別にみた「認可保育所の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）～その他～

	最低定員(原則60人以上、条件付きで20人以上)を満たせないため	保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため	その他
事業所内保育施設	92.4%	18.8%	10.0%
ベビーホテル	90.7%	19.8%	6.8%
その他の認可外保育施設	86.7%	14.3%	13.5%

用語の定義

【保育所利用世帯票】

1 「保育所」

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第 39 条第 1 項）。

(1) 「公営保育所」

経営主体が都道府県、市区町村及び一部事務組合（都道府県・市町村・特別区の事務の一部を共同処理するための地方公共団体の組合）の保育所。

(2) 「私営保育所」

公営保育所以外の保育所

2 「世帯」

調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（保育所を利用している児童と同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。

3 「世帯構造」

保育所を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。

(1) 両親と子の世帯

父母及び子で構成する世帯

(2) 三世帯世帯

父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯

(3) 母子のみの世帯

母及び子のみで構成する世帯

(4) 父子のみの世帯

父及び子のみで構成する世帯

(5) その他の世帯

(1)～(4)以外の世帯

4 「家庭的保育」

保育者自身の居宅において、主として低年齢児の保育を行うもの（いわゆる保育ママ）。

5 「ベビーシッター」

子どもの家庭において保育を行うもの。

6 「月額保育料」

保育所を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、保育所に支払った平成 24 年 9 月分の料金の総額をいう（延長保育料は含み、おむつ代などにかかる費用は除いたもの）。

【認可外保育施設】

1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設。

(1) 「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

(2) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(3) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設。

2 「保育従事者数」

保育士の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

3 「月額保育料」

施設が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。(給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの)